

第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 7 年 3 月 1 7 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・ 7 野田 清太・ 14 池山 允敏・ 15 宮本 政春
16 中谷 秀也・ 17 西森 偉統・ 18 結城 晋三・ 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・ 24 岡田 勇樹

以上 1 0 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総 合 支 所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：東山担当主幹 美杉：谷担当主幹

議 事 録 署 名 者 22 中野 たつ子・ 24 岡田 勇樹

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可取消願について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 3 号 事業計画変更承認申請について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 3 項の規定による意見書
の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第3回第2農地部会を開会いたします。
本日は全員出席で出席委員数は10名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
22番 中野 たつ子委員、24番 岡田 勇樹委員の両委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。
令和7年3月分津市農用地利用集積等促進計画1ページ 番号4 新家町東畑
_____につきまして削除をお願いします。
10ページ 番号13 木造町朽田_____につきまして面積1853㎡を1,583㎡に訂正をお願いします。
13ページ 合計欄 合計筆数127筆を126筆、合計面積168,341㎡を167,071㎡、田162,687㎡を162,417㎡、畑5,654㎡を4,654㎡に訂正をお願いします。
- それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から16で、件数は16件、合計面積は34,286㎡で、すべて田でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 4ページから6ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から7で、件数は7件、合計面積は15,513㎡で、その内訳は田が4,327㎡、畑が11,186㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 7ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
番号1 一般個人住宅用地
番号2 一般個人住宅用地
以上、件数は2件、合計面積は1,005㎡で、すべて畑でございます。
- 8ページをお願いします。

	報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。 番号1 _____、主たる耕作物 米・麦・野菜、耕作面積 田 74.5ha 合計 74.5ha。 以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。 報告案件は以上です。
議 長	それでは、議案事項に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、9ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 大井、申請地 一志町井関北山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 674㎡ 受人 _____、渡人 _____。 この案件につきましては、令和6年10月16日付けにて許可を受けましたが、計画変更のため、許可の取消願いが提出されております。 以上、件数は1件、合計面積は674㎡で、すべて畑でございます。 以上で説明終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
宮本委員	15番宮本です。事務局の説明通りです。よろしくお願いします。
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については承認することに決定したいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	10ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 久居、申請地 久居北口町落合____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,302㎡ 外1筆 合計面積 1,552㎡、受人 _____、面積 15,077㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号2、地区 久居、申請地 須ヶ瀬町前田____、登記地目・現況地目とも田、面積 201㎡ 外3筆、合計面積 4,506㎡、受人 ____、面積 497,621㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号3、地区 栗葉、申請地 久居一色町上垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 353㎡、受人 ____、面積 6,053㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号4、地区 栗葉、申請地 久居一色町新畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 320㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号5、地区 大井、申請地 一志町井関北山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 674㎡、受人 ____、面積 4,919.73㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号6、地区 大井、申請地 一志町井関上名倉____、登記地目・現況地目とも田、面積 733㎡、受人 ____、面積 1,500,523.46㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

11ページをお願いいたします。

番号7、地区 大井、申請地 一志町井関前田____、登記地目・現況地目とも田、面積 720㎡ 外2筆、合計面積 3,132㎡、受人 ____、面積 1,500,523.46㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号8、地区 大井、申請地 一志町井関神場____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,432㎡、受人 ____、面積 1,500,523.46㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号9、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬大世古____、登記地目・現況地目とも畑、面積 11㎡、受人 ____、面積 2,590.42㎡、渡人 ____。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号10、地区 川合、申請地 一志町其村瀬古和田____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,232㎡、受人 ____、面積 1,500,523.46㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号11、地区 川合、申請地 一志町八太松之越____、登記地目・現況地目とも田、面積2,081㎡、受人____、面積1,500,523.46㎡、渡人____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号12、地区 高岡、申請地 一志町日置北浦____、登記地目・現況地目とも田、面積1,349㎡、受人____、面積1,500,523.46㎡、渡人____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号13、地区 八知、申請地 美杉町八知田中____、登記地目・現況地目とも畑、面積101㎡の内80㎡、受人____、面積0㎡、渡人____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

12ページをお願いいたします。

番号14、地区 八知、申請地 美杉町八知ウエガヒロ____、登記地目・現況地目とも畑、面積985㎡、受人____、面積1,995㎡、渡人____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号15、地区 多気、申請地 美杉町上多気土井沖____、登記地目・現況地目とも田、面積872㎡ 外2筆、合計面積2,247㎡、受人____、面積3,146㎡、渡人____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

以上、件数は15件、合計面積は20,687㎡で、その内訳は田が18,264㎡、畑が2,423㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、2番続けてお願いします。

田口委員 6番田口です。7日に現地を見て参りました。
1番は事務局の説明通り何ら問題ないと思います。
2番も事務局説明通りです。よろしくお願いいたします。

議長 3番、4番、お願いします。

野田委員 7番野田です。3月7日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員3名、事務局で見て参りました。
3番の渡人は遠方のため耕作ができないということで、耕作地の近隣に居住する

	受人が耕作するものです。事務局の説明通り何ら問題ないと思われます。 4 番についても耕作地の近隣に居住する受人が新規に耕作するものです。事務局の説明通り何ら問題ないと思います。
議 長	5 番から 9 番まで、お願いします。
宮本委員	1 5 番宮本です。事務局と地元推進委員立ち会いで確認してきました。 5 番は新しい譲受人の申請です。問題ないと思います。 6 番、7 番、8 番はいずれも_____さんが耕作をしております。その関係で所有権移転になったものですので問題ない。 9 番は事務局の説明通り問題ないと思います。
議 長	1 0 番から 1 2 番、お願いします。
池山委員	1 4 番池山です。7 日に宮本委員と地元推進委員と見て参りました。 1 0 番、1 1 番、1 2 番ともに受人が_____ですが、1 0 番は_____の堤防下です。何ら問題ございません。 1 1 番は_____の集落の東で、何ら問題ございません。 1 2 番は_____集落の北で、事務局の説明通り何ら問題ありません。
議 長	1 3 番から 1 5 番、お願いします。
結城委員	1 8 番結城です。1 3 番は推進委員と事務局で現地の確認を致しました。渡人は農地の維持管理が困難になり、受人は空気の良いところで宅地建物を購入したい。畑で野菜を作りたいということです。 1 4 番は同じ地域で、渡人は高齢のため、受人は果樹を植えたいということです。 1 5 番は渡人には農業の経験がなく維持管理できない。受人は現在耕作しておりますが、地権者が変わって売却するということです。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 2 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第 3 号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	1 3 ページをお願いいたします。

議案第3号 事業計画変更承認申請について、でございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 稲葉町藤倉____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 7 2 3 m²の内0. 2 7 m²、申請者 _____。

これにつきましては、令和4年2月17日付にて許可された案件になりますが、営農型太陽光発電設備の下部の農地で栽培する作物を「こんにゃく芋」から「コウヤマキ」に変更するため、申請者より事業計画変更承認申請書が提出されております。

以上、件数は1件、合計面積は1, 7 2 3 m²の内0. 2 7 m²で、すべて畑でございます。

この案件につきましては、当初許可を得た転用事業の内容に変更が生じないことを踏まえ、農地法関係事務処理要領、各号に照らし合わせたところ、承認要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

野田委員 7番野田です。3月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員3名、事務局で見て参りました。

営農型太陽光の下で3年間耕作していたのですが、連作障害などでできなかったので、作物を変更するという申請です。よろしくお願いします。

西森委員 17番西森です。作物が変わったらどうなるの、変更されるのか。

事務局 10年なので、残りの期間、あと7年ぐらいです。作物がうまく行かなかったため変更という形になります。

野田委員 7番野田です。10年経つとどうなるのか。

事務局 再度、許可申請が必要になります。

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号１、地区 八知、申請地 美杉町八知イノ木切____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 １６５㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和３２年頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号２、地区 多気、申請地 美杉町上多気六田____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 ５４２㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

平成１６年頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第２種農地と判断されます。

以上、件数は２件、合計面積は７０７㎡で、すべて畑でございます。

これらの案件につきましては、農地法第４条第６項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

結城委員 １８番結城です。１番について、７日に推進委員と事務局で現地を確認いたしました。申請地の隣地の土地と一体利用したいということです。物置と新築した際、一部を住宅地にしました。現況写真と始末書が添付されております。よろしくお願いいたします。

２番、７日に現地確認をしました。現況写真と始末書が添付されております。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第４号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第４号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第５号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

15ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
でございます。

番号1、地区 久居、申請地 新家町己改____、登記地目・現況地目とも畑、
面積 1,785㎡ 外1筆、合計面積 1,877㎡、受人 ____、渡人
____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、539㎡、パネル設置率は、28.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬下之世古____、登記地目・現況地
目とも畑、面積 258㎡ 外2筆、合計面積 721㎡、受人 ____、渡人
____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めた総面積975㎡の内、パネル設置面積は433㎡、パネル設
置率は、44.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、申請地 一志町新沢田____、登記地目・現況地目とも
畑、面積 665㎡ 外1筆、合計面積 885㎡、受人 ____、渡人 ____
外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、369㎡、パネル設置率は、41.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高岡、申請地 一志町高野赤坂____、登記地目 畑、現況地
目 山林、面積 743㎡ 外1筆、合計面積 1,942㎡、受人 ____、
渡人 ____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成24年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認し
ようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川口、申請地 白山町川口金谷____、登記地目・現況地目と
も田、面積 86㎡ 外2筆、合計面積 1,098㎡、受人 ____、渡人
____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、432㎡、パネル設置率は、35.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。

番号6、地区 大三、申請地 白山町二本木向上____、登記地目・現況地目
とも田、面積 948㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、407㎡、パネル設置率は、42.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 大三、申請地 白山町二本木入道垣内____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 105㎡ 外1筆、合計面積 425㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和57年頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 倭、申請地 白山町垣内東上山____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 82㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

昭和39年頃に農業用倉庫用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 八知、申請地 美杉町八知田中____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 101㎡の内21㎡ 外2筆、合計面積 69.36㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものです。

昭和49年頃に倉庫用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 八知、申請地 美杉町八知イノ木切____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 114㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和53年頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件、合計面積は8,161.36㎡で、その内訳は田が2,046㎡、畑が6,115.36㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 6番田口です。7日に諸戸部会長、野田委員、中野委員、地元推進委員3名、事務局と見て参りました。事務局の説明通り何ら問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

議 長	2 番、お願いします。
宮本委員	1 5 番宮本です。7 日に現地の推進委員、事務局と確認をしてきました。住宅地の真ん中にあるような畑でして、内容は事務局の説明通りです。
議 長	3 番、4 番、お願いします。
池山委員	1 4 番池山です。 3 番は太陽光にするということで、周辺が少しずつそういう状況になってきています。事務局の説明通り問題はなかろうと思います。 4 番ですが、_____の林の中で、_____の西側にあたります。事務局の説明通り何ら問題ございません。
議 長	5 番、お願いします。
中谷委員	1 6 番中谷です。3 月 7 日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山の事務局で見て参りました。山に近いところで獣害の多いところで長く放棄地になっておりました。当該地の西側、東側は耕作されているところもありますが、太陽光で問題ないかと思います。 6 番、7 番ですが、7 日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山の事務局で見て参りました。 6 番ですけど周辺に住宅が建っておりますけれど、一部、太陽光の施設と隣り合わせており何も問題ないかと思います。 7 番ですが、受人は当該地に家を購入され、その倉庫が物置として使われておりましたが宅地に変更されていなかったということで、これも問題ないかと思います。 8 番ですが、7 日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山の事務局で見て参りました。受人は渡人より畑を譲り受けておりまして、この倉庫も同じように譲り受けようとするものです。何ら問題はないかと思います。
議 長	9 番、1 0 番、お願いします。
結城委員	1 8 番結城です。7 日に推進委員と事務局で現地を確認してまいりました。譲渡人は維持管理が困難で、宅地建物ともに売買。始末書も添付されております。1 0 番につきましても、現況写真、始末書も添付されております。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 5 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	17ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 榊原、申請地 榊原町的場____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 1,160㎡の内432㎡、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を禊湯殿用地とするものです。 令和6年12月頃に事前着工した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 榊原、申請地 榊原町的場____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 251㎡の内68㎡ 外4筆、合計面積 3,723㎡の内978㎡、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を令和7年5月31日まで工事用進入路、資材置場（一時転用）とするものです。 令和6年12月頃に事前着工した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は1,410㎡で、その内訳は田が1,342㎡、畑が68㎡でございます。 これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
野田委員	7番野田です。3月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員、事務局と見て参りました。当該地は____に隣接する土地で、そこに保養施設を建設するものです。すでに工事を行っているということで始末書の提出がございました。周辺、____の所有地ですので問題はないものと思われます。 2番は建設にあたっての進入路の一時転用で何ら問題ないと思います。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 6 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 6 号については許可することに決定したいと思います。 次に別冊でお配りしました議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律 5 6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 それでは、資料の 1 ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 1 5, 7 4 3 m²、畑の使用貸借で 6 3 4 m²、契約件数は 8 件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 1 2 4, 0 3 8 m²、契約件数は 4 7 件でございます。 白山地区につきましては、田の使用貸借で 5 1 5 m²、契約件数は 1 件でございます。 美杉地区につきましては、該当がありませんでした。 以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて 1 4 0, 2 9 6 m²、畑の集積が使用貸借で 6 3 4 m²、合計契約件数は 5 6 件、合計面積は 1 4 0, 9 3 0 m²となっております。 次に認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は久居地区 6 件、一志地区 4 1 件、白山地区 0 件、美杉地区 0 件で、合計 4 7 件、合計面積は 1 3 0, 5 0 4 m²でございます。 また、認定農業者への集積率は、件数で 8 3. 9 %、面積で 9 2. 6 %となっております。 続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。 人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。 人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業が 3 件あります。 今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 最後に、2 ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限に該当します案件がございますのでご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。 整理番号 7－5 についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。 < 退 室 >
議 長	この件についていかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。 入室してください。 < 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。 次に別冊でお配りしました議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

それでは1ページから13ページをお願いします。

件数は15件、合計面積は167,071㎡で、その内訳は田が162,417㎡、畑が4,654㎡でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますのでご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

番号11 についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

入室してください。

< 入 室 >

議 長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第3回第2農地部会を閉会します。

午後2時53分

上記は、第3回第2農地部会の議事を録したものである。

令和7年3月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____